

地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター安全衛生管理細則

令和6年4月1日

細則第4号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター職員就業規則（令和4年規程第6号）及び地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンターパート職員就業規則（令和4年規程第9号）に定めるもののほか、職員（パート職員を含む。以下同じ。）の安全衛生及び健康管理に関し必要な事項を定める。

(理事長及び職員の責務)

第2条 理事長は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）。以下「法」という。）その他関係法令及びこの細則に定める事項を遵守し、職員の職場における労働災害の防止及び健康の保持増進に努めなければならない。

2 職員は、理事長が実施する労働災害の防止及び健康の保持増進に関する措置に協力するよう努めなければならない。

第2章 安全衛生管理

(衛生管理者)

第3条 法第12条第1項の規定に基づき法人に衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、衛生管理者の資格を有する職員のうちから理事長が選任する。

3 衛生管理者は、次の各号に掲げる業務のうち労働衛生に係る技術的事項を管理する。

(1) 安全衛生に関する官庁への申請、届出及び報告に関すること。

(2) 安全衛生管理計画の立案及びその実施、評価、改善の取りまとめに関すること。

(3) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。

(4) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。

(5) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。

(6) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要と認められる重要な事項に関すること。

(産業医)

第4条 法第13条の規定に基づき法人に産業医を置く。

2 産業医は、医師のうちから理事長が選任する。

3 産業医は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

(2) 作業環境の維持管理に関すること。

(3) 作業の管理に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。

- (5) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関する事。
 - (6) 衛生教育に関する事。
 - (7) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関する事。
- 4 産業医は、前項各号に掲げる事項について、衛生管理者に対して指導し、又は助言することができる。

(健康診断)

第5条 健康診断の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 採用時健康診断
 - (2) 定期健康診断
 - (3) その他理事長が必要と認める健康診断
- 2 健康診断の項目その他健康診断の実施に関し必要な事項は、法令及びこの規程に定めるものを除き、理事長が別に定める。

(健康診断の受診義務)

- 第6条 職員は、指定された期間内に健康診断を受診しなければならない。ただし、長期の療養、休職等の者及び理事長が別に定めるパート職員にあっては、この限りでない。
- 2 前項の指定された期間内に健康診断を受診しなかった職員は、別に医師の診断を受け、診断書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(健康診断の結果に対する措置)

- 第7条 衛生管理者又は産業医は、健康診断の結果を理事長に報告しなければならない。
- 2 理事長は、前項の報告を受けたときは、健康診断を受診した職員に健康診断の結果を通知するとともに、職員の健康を保持するために必要があると認めるときは、当該職員の実情を考慮して、適切な措置を講じなければならない。

(就業禁止)

- 第8条 職員は、次の各号のいずれかに該当し、専門医による認定を受けた場合は、直ちに理事長に届け出て、その指示に従わなければならない。
- (1) 本人又はその同居人が感染症法で定める感染症に感染したとき又はその疑いがあるとき
 - (2) 本人又はその同居人が病毒伝播のおそれのある疾病にかかったとき又はその疑いがあるとき
 - (3) 本人が心臓、腎臓、肺等の疾病にかかり、就業することにより病勢が著しく増悪するおそれがあるとき
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、本人に就業を禁止すべき事由があるとき
- 2 理事長は、前項の届出を受けたときは、当該職員に就業の禁止を命じることができる。
- 3 就業の禁止を命じられた職員は、その禁止の期間を病気休暇又は理事長が特に必要と認める場合の特別休暇とすることができる。

(予防接種)

第9条 理事長は、必要に応じて職員に予防接種を指示することができる。

(復職者に対する措置)

第 10 条 所属長は、休職又は長期の療養若しくは治療の休暇から復職した職員の勤務について、産業医の意見を聴き疾病を悪化させないよう留意するとともに、健康回復について特別の配慮を払わなければならない。

2 所属長は、勤務のために病状が悪化するおそれのある職員については、勤務時間の短縮、配置換その他適当な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第 11 条 職員の安全衛生に関する業務に従事する職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

第 3 章 安全衛生委員会

(委員会の設置)

第 12 条 次の各号に掲げる事項を審議するため、法人に安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

(2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。

(3) 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、職員の安全衛生に関し特に重要な事項

2 委員会に特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ専門部会を置くことができる。

3 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(委員会の組織)

第 13 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 委員長

(2) 衛生管理者

(3) 産業医

(4) 理事長が指名した者

2 委員長以外の委員の数は 6 名とし、その半数については、職員の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、過半数で組織する労働組合がないときにおいては、職員の過半数を代表する者の推薦に基づき、理事長が指名しなければならない。

3 委員長は、事務局長の職にある者をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第 14 条 委員長の任期は、事務局長の職にある期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる委員の任期は 1 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員会の会議)

第 15 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の報告)

第 16 条 委員長は、委員会で審議した結果をその都度理事長に報告しなければならない。ただし、審議結果が軽易な場合は、これを省略することができる。

(委任)

第 17 条 この章に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。